

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第3区分

【発行日】平成21年4月30日(2009.4.30)

【公表番号】特表2008-542047(P2008-542047A)

【公表日】平成20年11月27日(2008.11.27)

【年通号数】公開・登録公報2008-047

【出願番号】特願2008-513952(P2008-513952)

【国際特許分類】

B 2 3 C 5/24 (2006.01)

B 2 3 B 29/034 (2006.01)

【F I】

B 2 3 C 5/24

B 2 3 B 29/034 B

【手続補正書】

【提出日】平成21年3月9日(2009.3.9)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

切削部材(2AおよびB)の半径方向の位置についての微調整機構を備えるとともに前記切削部材(2AおよびB)を取り付けるためのチップ受け座を有する、長軸(8)に沿って延びる工具本体(14)を備えた切削部材(2AおよびB)のための工具ホルダであって、前記チップ受け座は前記切削部材(2AおよびB)が張設される載置面(18)を含むとともに切削面(11)に向って開き、前記切削面(11)に対して向かい合うよう裏側の当接壁を有する、そのような工具ホルダにおいて、

前記当接壁は、拡張スリット(26)の刻設によって、一方の取付側(24)でのみ残りの工具本体(14)と連結された弾性的に保持されるウェブ(22)として構成され、前記拡張スリット(26)には前記切削部材(2AおよびB)の半径方向位置を微調整するための調整ねじ(28)をねじ込み可能であることを特徴とする工具ホルダ。

【請求項2】

前記拡張スリット(26)は長手方向脚部(32A)および横方向脚部(32BおよびC)を有することを特徴とする、請求項1に記載の工具ホルダ。

【請求項3】

前記長手方向脚部(32A)は前記当接壁と平行に延びていることを特徴とする、請求項2に記載の工具ホルダ。

【請求項4】

前記拡張スリット(26)は前記載置面(18)にある角穴(31)から始まって前記当接壁に対して斜めに延び、それによって断面で見て円錐状のウェブ(22)が形成されていることを特徴とする、請求項1に記載の工具ホルダ。

【請求項5】

前記チップ受け座はチップ受け座幅(b1)を有し、前記拡張スリット(26)はほぼ前記チップ受け座幅(b1)にわたってのみ延びていることを特徴とする、請求項1から4のいずれか一項に記載の工具ホルダ。

【請求項6】

前記ウェブ(22)は約1.5mmから2.5mmの範囲内の壁厚(d)を有すること

を特徴とする、請求項 1 から 5 のいずれか一項に記載の工具ホルダ。

【請求項 7】

前記載置面は、前記切削部材（2A および B）に挿通される、前記切削部材（2A および B）のためのクランプねじ（12）をねじ込むために設けられたねじ穴（308）を備えていることを特徴とする、請求項 1 から 6 のいずれか一項に記載の工具ホルダ。

【請求項 8】

前記ウェブ（22）の取付側（24）は前記載置面（18）に沿って延びていることを特徴とする、請求項 1 から 7 のいずれか一項に記載の工具ホルダ。

【請求項 9】

前記ウェブ（22）の前記取付側（24）は前記チップ受け座の側方の当接壁（20A）に沿って延びていることを特徴とする、請求項 1 から 8 までのいずれか 1 項に記載の工具ホルダ。

【請求項 10】

前記拡張スリット（26）は、前記チップ受け座の当接壁（20A および B および 18）のうちの 1 つによって定義されるチップ受け座レベル（n）を超えて延びる拡張スリット深さ（t）まで延びていることを特徴とする、請求項 1 から 9 のいずれか一項に記載の工具ホルダ。

【請求項 11】

前記拡張スリット（26）は最大で約 1mm から 2.5mm だけ前記チップ受け座レベル（n）を超えて延びていることを特徴とする、請求項 10 に記載の工具ホルダ。

【請求項 12】

前記拡張スリット（26）と平行に向き、前記チップ受け座のほうを向いている前記ウェブ（22）の側に刻設された別の拡張スリット（34）が設けられていることを特徴とする、請求項 1 から 11 のいずれか一項に記載の工具ホルダ。

【請求項 13】

前記別の拡張スリット（34）は前記拡張スリット深さ（t）を超えて延びていることを特徴とする、請求項 12 および 請求項 10 または 11 に記載の工具ホルダ。

【請求項 14】

前記別の拡張スリット（34）は前記拡張スリットに対して斜めに延び、それによってこれらの間に鋭角の傾斜角（）が形成されていることを特徴とする、請求項 12 または 13 に記載の工具ホルダ。